

浜松市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月26日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道入野291号線	浜松市中央区入野町574番1	令和8年2月26日	認定区間

浜松市告示第112号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月26日から2週間、中央土木整備事務所（西行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区 間	供用開始の期日	摘 要
宇布見浜松線	浜松市中央区神ヶ谷町 5536 番 6 から 浜松市中央区神ヶ谷町 8835 番 2 まで	令和8年2月26日	拡 幅 区 間